



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年9月30日火曜日 第1496号

◇ 目次 ◇

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則.....1001
 公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則.....1001

告 示

町の新設（松山市）.....1003
 町の新設（宇和島市）.....1006
 町の区域の変更（ " ）.....1009
 不健全な図書類等の指定.....1009
 救急病院の協力申出.....1010
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1010
 保安林の指定.....1011
 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1011
 基本測量の実施の通知.....1012
 道路の区域変更（県道久米垣生線）.....1012
 道路の供用開始（ " ）.....1012
 開発行為に関する工事の完了.....1012

訓 令

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令.....1013

公 告

愛媛県職員の給与の実態の公表.....1013
 愛媛県保育士試験の合格者.....1021

公安委員会規則

高齢者講習に関する規則の一部を改正する規則.....1022

地方労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の一部改正.....1022

規 則

○愛媛県規則第62号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1の項(1)事業の要件の欄中「第2条第6号」を「第2条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改め、同項(5)同欄中「緑資源公団法施行令（昭和31年政令第218号）第19条第1項第2号に規定する大規模林道事業その他の」を削り、「新設」を「開設又は改良」に改め、同表2の項(1)同欄中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

別表第7 7の項中「昭和32年法律第132号」を「昭和32年法律第161号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 1の項(5)及び2の項(1)の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

○愛媛県規則第63号

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第1条 公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 構造設備が公衆浴場設置等の基準等に関する条例（昭和25年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）に規定する基準に適合する旨を具体的に記載した書類

(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

第1条第2項に次の1号を加える。

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第5条第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

第2条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、その申請が許可証の毀損に係るものであるときは、その許可証を添付しなければならない。

第2条に次の1項を加える。

3 営業者は、前項の規定により許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、直ちに知事にその許可証を返納しなければならない。

本則に次の1条を加える。

（水質基準）

第5条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 水素イオン濃度指数（pH）	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4 有機物等過マンガン酸カリウム消費量	1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	滴定法
5 大腸菌群	検出されないこと。	乳糖ブイヨン・ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

備考 この表の5の項中欄中「検出されないこと」とは、同項の右欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	滴定法
3 大腸菌群	1ミリリットルにつき1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する検定方法（試料は、希釈しないこと。）

4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
-----------	---------------------------	----------------

様式第1号中

管理者	住所	
	氏名	

を

管理者	住所	
	氏名	
衛生管理責任者	住所	
	氏名	

に改め、同様式注5に次のように加える。

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）第5条第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

（旅館業法施行細則の一部改正）

第2条 旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類第2条中「第7条第3項」を「第7条第5項」に改める。

第10条に見出しとして「（書類の経由）」を付し、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（水質基準）

第10条 旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。）第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法

3 水素イオン濃度指数 (pH)	5.8以上 8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	滴定法
5 大腸菌群	検出されないこと。	乳糖ブイヨン - ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又は過濃縮法

備考 この表の5の項中欄中「検出されないこと」とは、同項の右欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	滴定法
3 大腸菌群	1ミリリットルにつき1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和37年厚生省・建設省令第1号) 第6条に規定する検定方法 (試料は、希釈しないこと。)
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又は過濃縮法

様式第1号中

「旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条第2項各号該当の有無 有・無」

を

「旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第3条第2項各号該当の有無 有・無」

浴場の衛生管理責任者	住所	
	氏名	

に改め、同様式注4に次のように加える。

- (6) 水道法 (昭和32年法律第177号) 第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が旅館業法施行細則 (昭和32年愛媛県規則第50号) 第10条第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第2号注2中「第7条第3項」を「第7条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1893号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があつた。

上記の処分は、平成15年11月25日から効力を生ずる。

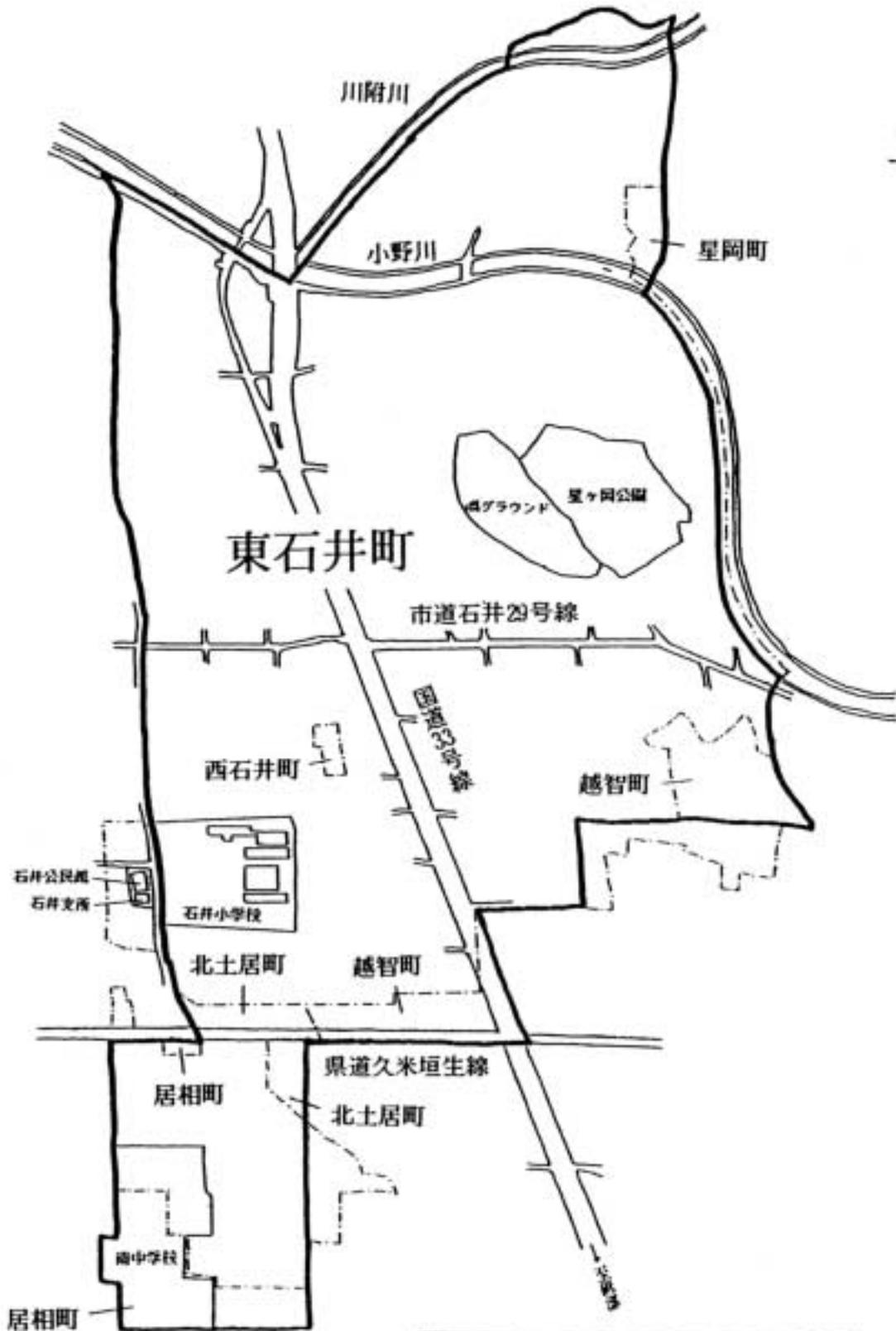
平成15年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

別図1

実施区域及び現町界町名図



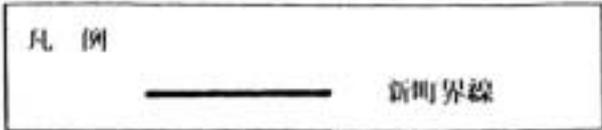
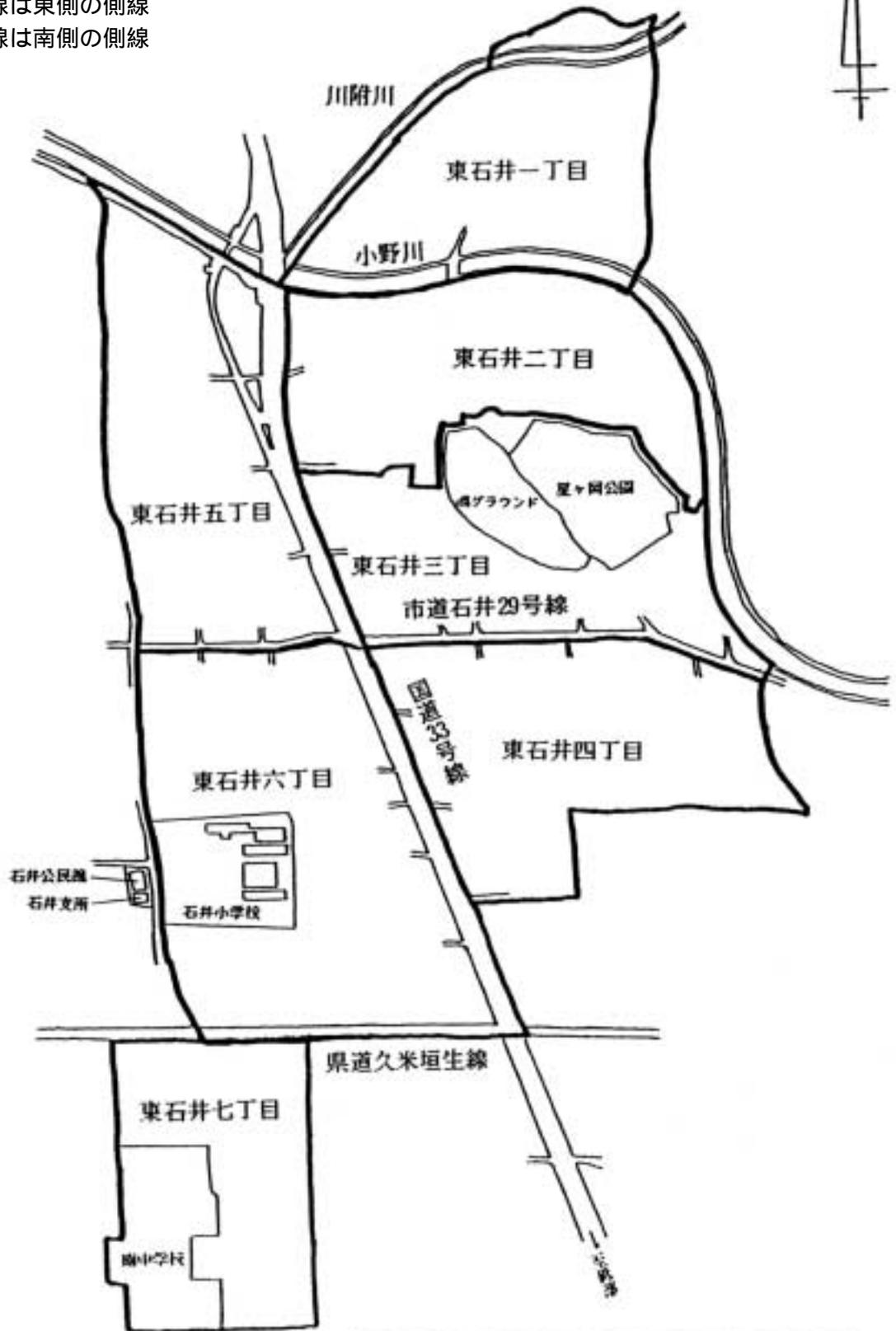
凡例	
	実施区域
	現町界線

別図 2

新町界町名図

(新町界は、別表のとおり)

町界は、南北線は東側の側線
東西線は南側の側線



別 表

新町の名称	新 町 の 区 域
東石井一丁目	小野川の南側線、川附川の南側線、東石井町192の1の西側筆界線、東石井町192の1及び192の7の北側筆界線、東石井町190の1の西側筆界線、東石井町189の北側筆界線、東石井町190の1の東側筆界線、東石井町187の1に隣接する道路である国有地の北側線、東石井町187の3の西側筆界線、東石井町187の3の北側筆界線、東石井町187の3の東側筆界線、東石井町187の3の南側筆界線、市道石井1号線の東側線、東石井町152の1、152の3及び166の4に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線、東石井町446の4及び446の7に隣接する道路である国有地の北側線、東石井町446の4及び446の7に隣接する道路である国有地の東側線、市道石井277号線の東側線並びに東石井町437の3の東側筆界線で囲まれた区域
東石井二丁目	東石井町乙6の1の南側筆界線、東石井町乙6の1の西側筆界線、東石井町627の3に隣接する道路である国有地の南側線、東石井町627の3、627の4、631の2、631の3、632の5、632の6、633の13、633の14、638の1及び638の5に隣接する道路である国有地の西側線、東石井町乙41の70、乙41の71及び乙41の81から乙41の83までの南側筆界線、東石井町乙41の81の西側筆界線、東石井町乙40の3、乙56の11及び乙56の14の南側筆界線、東石井町乙56の11の西側筆界線、東石井町乙72、乙81及び乙83に隣接する道路である国有地の南側線、東石井町乙75の1に隣接する道路である国有地の東側線、東石井町乙75の1及び乙75の2に隣接する道路である国有地の南側線、東石井町357の1から357の3まで、357の5及び358に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線、東石井町358に隣接する道路である国有地の南側線、東石井町358に隣接する道路である国有地の西側線、東石井町350の1、350の4、356の1及び356の4に隣接する道路である国有地の南側線、市道石井36号線の南側線、市道石井260号線の南側線、国道33号線の東側線並びに小野川の南側線で囲まれた区域
東石井三丁目	市道石井29号線の南側線、国道33号線の東側線、市道石井260号線の南側線、市道石井36号線の南側線、東石井町368、369の1及び369の5に隣接する道路である国有地の南側線、東石井町368に隣接する水路である国有地の東側線、東石井町359の1及び367に隣接する水路である国有地の北側線、東石井町115の3の西側筆界線、東石井町115の3の北側筆界線、東石井町乙75の4の西側筆界線、東石井町乙73の1、乙74の1及び乙75の4に隣接する道路である国有地の南側線、東石井町乙40の1、乙49の1、乙50の4及び乙56の1の北側筆界線、東石井町乙40の1の東側筆界線、東石井町乙35及び乙39の1に隣接する道路である国有地の北側線、東石井町乙35及び乙134の北側筆界線、東石井町乙134から乙137までの東側筆界線、東石井町乙138の北側筆界線、東石井町乙138の東側筆界線、東石井町乙5の北側筆界線並びに小野川の西側線で囲まれた区域
東石井四丁目	東石井町1に隣接する道路である国有地の南側線、越智町178の2、178の14から178の19まで、178の42、178の44及び178の45に隣接する道路である国有地の南側線、市道石井163号線の南側線、東石井町16及び43の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、東石井町13、14、15の1、15の2及び16に隣接する道路である国有地の東側線、市道石井25号線の南側線、国道33号線の東側線、市道石井29号線の南側線、市道石井172号線の東側線、越智町178の32、178の39及び178の41に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、越智町178の2に隣接する水路である国有地の東側線並びに東石井町1に隣接する水路である国有地の東側線で囲まれた区域
東石井五丁目	市道石井29号線の南側線、市道石井43号線の東側線、東石井町405の2、407の1、407の4、410、411の1及び411の2の西側筆界線、東石井町406の南側筆界線、東石井町406の西側筆界線、市道石井43号線の東側線、東石井町277の1から277の3まで及び278の1の西側筆界線、東石井町275の2、276の2及び277の2に隣接する道路である国有地の南側線、小野川の南側線並びに国道33号線の東側線で囲まれた区域
東石井六丁目	県道久米垣生線の南側線、北土居町598の5の南側筆界線、県道久米垣生線の南側線、市道石井43号線の東側線、市道石井29号線の南側線及び国道33号線の東側線で囲まれた区域
東石井七丁目	居相町4の4、4の5、5の4、6の1、6の4、7の1、7の5、7の6、8の1、8の5及び8の8に隣接する道路である国有地の南側線、居相町9の1、10の1、11及び12の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、居相町12の1の西側筆界線、居相町25、27の2の南側筆界線、居相町25の西側筆界線、居相町26の南側筆界線、居相町26の西側筆界線、居相町26及び27の3の北側筆界線、居相町27の1、33の1及び33の3に隣接する道路である国有地の東側線、東石井町690の1、690の2、691の1、691の3、691の7、691の8、691の10、691の11、691の13、704の7、708の1、708の4、708の5及び709の4に隣接する道路である国有地の東側線、県道久米垣生線の南側線、市道石井65号線の東側線、東石井町663の2の東側筆界線並びに市道石井65号線の東側線で囲まれた区域

○愛媛県告示第1894号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成15年10月14日から効力を生ずる。

平成15年9月30日

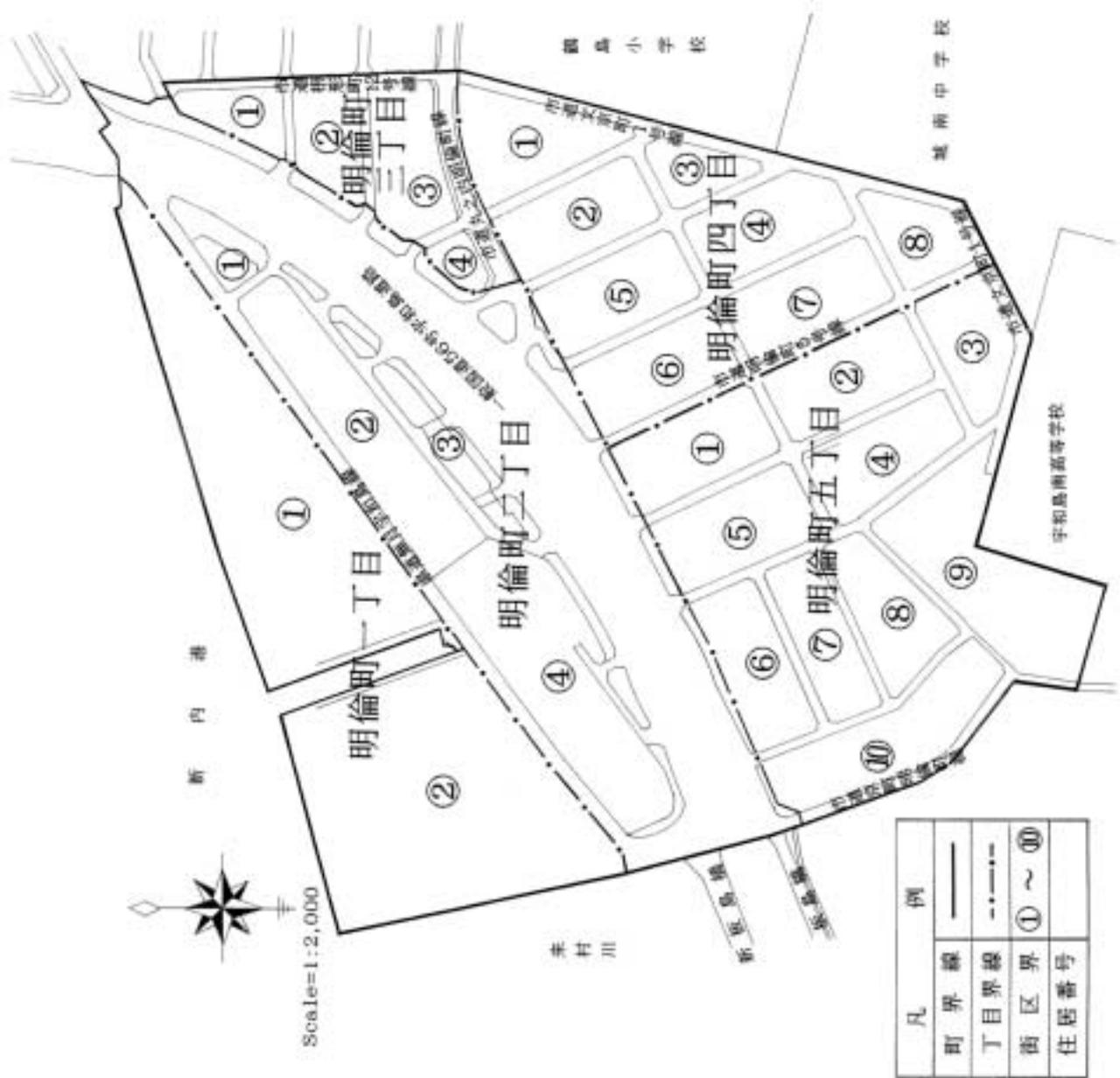
愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

別図2

新町界図

新町界は、別表のとおり



(別表)

町の区域の表示

新町の名称	新町の読み方	新 町 の 区 域
明倫町一丁目	めいりんちょう いっちょうめ	県道無月宇和島線の北側線、新内港南側線、来村川の東側線で囲まれた区域
明倫町二丁目	めいりんちょう にちょうめ	一般国道56号宇和島道路の南東側線、同道路の南側線、来村川の東側線、県道無月宇和島線の北西側線、榊形町三丁目乙1976の2の西側筆界線の延長線、県道無月宇和島線の南東側線で囲まれた区域
明倫町三丁目	めいりんちょう さんちょうめ	一般国道56号宇和島道路の南東側線、市道榊形町12号線の東側線、市道丸之内明倫町線の南側線で囲まれた区域
明倫町四丁目	めいりんちょう よんちょうめ	一般国道56号宇和島道路の南側線、市道丸之内明倫町線の南側線、市道文京町1号線の南東側線、市道明倫町5号線の南西側線で囲まれた区域
明倫町五丁目	めいりんちょう ごちょうめ	一般国道56号宇和島道路の南側線、市道明倫町5号線南西側線、市道文京町1号線の南側線、明倫町乙1940の2の南側及び東側筆界線、明倫町乙1940の1の東側及び南側筆界線、明倫町乙1932の1の南側筆界線及びその延長線、市道京町明倫町線の西側線で囲まれた区域

○愛媛県告示第1895号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、平成15年10月14日から効力を生ずる。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
	町 名	地 番	
明倫町二丁目	榊形町三丁目	乙1975の3、乙1976の2、乙1976の6から乙1976の8まで、乙1979の13及び乙1979の15	これに伴う道路、水路等を含む。

○愛媛県告示第1896号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	指 定 の 理 由
雑誌	15 057	URECCO	10 月 号	ミ リ オ ン 出 版	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15 058	オレンジ通信	10 月 号	(株) 東 京 三 世 社	
"	15 059	スクールガールズ VOL.2	10月号増刊	(株) 英 和 出 版 社	
"	15 060	Stinger	10 月 号	ワ ニ マ ガ ジ ン 社	
"	15 061	diva 美竹涼子	VOL.05	マイウェイ出版(株)	
"	15 062	ニャン2倶楽部Z	10 月 号	(株) コ ア マ ガ ジ ン	
"	15 063	BAZOOKA	VOL.1	(株) 英 和 出 版 社	
"	15 064	BIJYO GET'S vol.1	10月増刊号	(株) 桃 園 書 房	
"	15 065	め・き・ら THE3P	10月号増刊	(株) 英 和 出 版 社	
"	15 066	ランギャル VOL.5	10月号増刊	雄 出 版 (株)	
"	15 067	リップメイト	10 月 号	(株)メディアックス	
"	15 068	コミック ジャンボ	10 月 号	(株) 桃 園 書 房	

"	15 069	漫画 人妻うずき盛り	10月増刊号	辰 巳 出 版 (株)
"	15 070	c o m i c P O T	10 月 号	(株)メディアックス
"	15 071	月刊COMIC 夢雅	10 月 号	(株)桜桃書房
ビデオ テープ	15 072	彼女たちのSEX事情「ゆみ」の事情	k s 003	R e a s o n p r o d u c t i o n
"	15 073	中出しOL VOL.1 オフィスの美人性欲処理嬢	N D O 01	M I L K
"	15 074	中に出して下さい 星名真咲	H G I 01	H I G H L I G H T
"	15 075	P r i v a t e 1 美少女篠原真由美	F F D 001	F F D
"	15 076	手コキ。File.4 ...安西純奈の場合。	M G M 04	神プロダクション
"	15 077	欲張り姫 浅倉みるく	U W Y 001	ユースウエスト
D V D	15 078	立河みゆ 序章	M D S 147	(株)メディアステーション
"	15 079	ラブひめ 4時間 SPECIAL MIX 2	B M D 239	ビッグモーカル(株)

○愛媛県告示第1897号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大字大平1番 耕地638	八幡浜市	平成18年 9月24日 まで

○愛媛県告示第1898号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
マルヨシセンター余戸店	松山市余戸東一丁目 89番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時	平成15年 9月21日	平成15年 9月9日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後10時15分まで	午前8時45分から 午前0時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1899号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

西宇和郡保内町宮内 6 番耕地 895 の 1、6 番耕地 895 の 2、6 番耕地 896 の 1、6 番耕地 896 の 3、6 番耕地 896 の 4、6 番耕地 917、6 番耕地 918、6 番耕地 932、7 番耕地33、7 番耕地37

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

越智郡朝倉村大字朝倉上甲 1 から甲 3 まで、甲 4 の 1、甲 5、甲 6、甲 8 の 1、甲 8 の 2、甲 9、甲 10、甲 18、甲 19、甲 23、甲 26 の 1、甲 26 の 2、甲 28、甲 30、甲 32、甲 33、甲 35 から甲 37 まで、甲 43 の 2、甲 43 の 4、甲 53 の 3、甲 55、甲 73 の 1、甲 75 の 2、甲 76、甲 77、甲 2956、甲 2960、甲 2989、乙 5、乙 8、乙 12 の 1、乙 14 の 1、乙 14 の 2、乙 17、乙 21 の 1、乙 23 の 1、乙 68

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

八幡浜市日土町字王伝美羅 8 番耕地3533の 1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに八幡浜市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1900号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地の 1

代表者 伊方町長 中元清吉

西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の 1

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡伊方町二見字鳥津乙 969 番 5 から同字小鳥津乙1156番 3 に至る地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑯の地点までを順次直線で結んだ線並びに⑯の地点と①の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.30メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見字鳥津越乙1037番 1 の国土地理院三等三角点二見）は、北緯33度28分 23.9153 秒、東経 132 度17分 29.3995 秒の地点

①の地点は、基点から真北 317 度03分08秒805.39メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北56度49分50秒 63.32メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北 146 度49分50秒3.10メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北56度49分50秒 49.91メートルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北 326 度49分50秒3.10メートルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北 353 度07分42秒0.79メートルの地点

⑦の地点は、⑥の地点から真北83度07分42秒3.10メートルの地点

⑧の地点は、⑦の地点から真北 353 度07分42秒 23.35メートルの地点

⑨の地点は、⑧の地点から真北 263 度07分42秒3.10メートルの地点

- ⑩の地点は、⑨の地点から真北 353 度07分42秒1.86メートルの地点
- ⑪の地点は、⑩の地点から真北83度07分42秒 19.80メートルの地点
- ⑫の地点は、⑪の地点から真北 353 度07分42秒 20.00メートルの地点
- ⑬の地点は、⑫の地点から真北83度07分42秒 26.94メートルの地点

(3) 面積

5,095.55平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年3月16日 愛媛県指令港第73号

4 しゅん功認可年月日

平成15年9月30日

○愛媛県告示第1901号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（世界測地系への移行に伴う基準点改測作業）
- 2 作業期間 平成15年10月6日から平成16年3月25日まで
- 3 作業地域 南宇和郡 城辺町、御荘町、一本松町

○愛媛県告示第1902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市越智町309番12から 同市北土居町598番5まで	旧	メートル 8.8~28.4	キロメートル 0.237	
			新	15.0~45.0	0.237	

○愛媛県告示第1903号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市越智町307番5から 同市北土居町598番5まで	平成15年9月30日

○愛媛県告示第1904号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年9月30日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局建（開）第20号 平成15年9月12日	北条市鹿峰字平松251番、253番1、254番、255番、256番、257番、258番、259番、261番及び266番1	松山市柳井町三丁目6番地11 有限会社 エイケン 代表取締役 永井 憲二
15八局宇土 第377号 平成15年9月12日	東宇和郡宇和町大字上松葉155番1、156番1、157番1、159番1、160番1、191番1、192番1及び193番1	高知県宿毛市宿毛1108番地1 株式会社 田村商事 代表取締役 田村 章
15西局建（開）第15号 平成15年9月16日	西条市樋之口字蛭子ノ木208番3	西条市樋之口342番地3 井上 幸弘

訓 令

○愛媛県訓令第25号

保 健 福 祉 部
地 方 局
保 健 所

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保健所長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則中第24号の5を第24号の6とし、第24号の4を第24号の5とし、第24号の3を第24号の4とし、本則第24号の2中「（昭和32年愛媛県条例第44号）」を削り、同号を本則第24

号の3とし、本則第24号の次に次の1号を加える。

24の2 旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）第4条の表第3の項第14号の規定による水質基準に適合しない旨の届出の受理に関する事。

本則第27号の3中「第2条」を「第4条」に改め、本則中第27号の7を第27号の8とし、第27号の6を第27号の7とし、第27号の5を第27号の6とし、第27号の4の次に次の1号を加える。

27の5 公衆浴場設置等の基準等に関する条例第5条第1項第18号の規定による水質基準に適合しない旨の届出の受理に関する事。

本則第27号の8の次に次の1号を加える。

27の9 公衆浴場法施行細則第2条第3項の規定による許可証の返納を受理する事。

附 則

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県職員の給与及び定員の実態を次のとおり公表します。

平成15年 9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 給 与 水 準

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成14年度におけるラスパイレス指数は、102.0です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

2 人 件 費 の 状 況

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成14年度における普通会計の決算による人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成14年度末)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B/A)	平成13年度 の 人 件 費 率
	人	千円	千円	千円	%	%
14年度	1,502,496	702,322,749	372,328	195,674,739	27.9	27.5

3 職員給与費の状況

職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含まれていません。

平成15年度6月議会の補正後の歳出予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
15年度	21,571 人	96,553,737 千円	17,254,857 千円	42,441,671 千円	156,250,265 千円	7,244 千円

注 職員数及び給与費は、平成15年度予算(6月補正後)に計上された数値であり、職員数は、4及び11に掲げる数(平成15年4月1日現在の実職員数)とは一致しません。

4 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表など9種類の給料表を国に準じて定めているほか、技能労務職員の給料表を定めています。

平成15年4月1日現在における職員数(企業会計関係職員2,173人は、含みません。)は、21,311人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職(行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員並びに愛媛県立保育専門学校及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員(以下「税務職員等」という。)を除いた職員をいう。以下同じ。)4,691人(22.0パーセント)、公安職2,269人(10.6パーセント)、中学校・小学校教育職8,643人(40.6パーセント)、高等学校教育職3,083人(14.5パーセント)及び技能労務職575人(2.7パーセント)の職員の平均給料月額及び平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

区 分	一 般 行 政 職 〔行政職給料表適用者(税務職員等を除く。)]		公 安 職 〔公安職給料表適用者〕		中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 〔中学校・小学校教育職員給料表適用者〕		高 等 学 校 教 育 職 〔高等学校等教育職員給料表適用者〕		技 能 労 務 職 〔技能労務職に係る給料表適用者〕	
	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢
愛 媛 県	円 359,219	41歳 10月	円 375,051	42歳 5月	円 382,611	40歳 10月	円 372,755	40歳 6月	円 318,498	44歳 1月

注 平均給料月額は、単純平均したものであり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

5 職員の初任給の状況

平成15年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職及び高等学校教育職の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、次の表のとおりです。

区 分	愛 媛 県		国		
	決 定 初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 月 額	初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 月 額	
一 般 行 政 職	大 学 卒	171,500 円	185,600 円	I種 180,900 円	200,200 円
				II種 171,500 円	185,600 円
	高 校 卒	139,500 円	149,200 円	III種 139,500 円	149,200 円
公 安 職	大 学 卒	199,400 円	216,100 円	199,400 円	216,100 円
	高 校 卒	157,500 円	178,300 円	157,500 円	178,300 円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大 学 卒	199,680 円	214,552 円	199,680 円	214,552 円

高等学校 教育職	大学卒	199,680円	214,552円	199,680円	214,552円
-------------	-----	----------	----------	----------	----------

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

平成15年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職、高等学校教育職及び技能労務職の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、次の表のとおりです。

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	279,792円	340,583円	397,035円
	高校卒	214,671円	282,555円	352,843円
公安職	大学卒	287,950円	363,855円	414,590円
	高校卒	248,064円	294,640円	371,122円
中学校・小学校 教育職	大学卒	319,106円	371,485円	409,990円
高等学校教育職	大学卒	319,474円	377,582円	415,384円
技能労務職	高校卒	202,250円	249,947円	291,167円

7 一般行政職の級別職員数の状況

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から11級までの11区分に分かれており、これは、国の行政職俸給表(一)の区分と同じです。

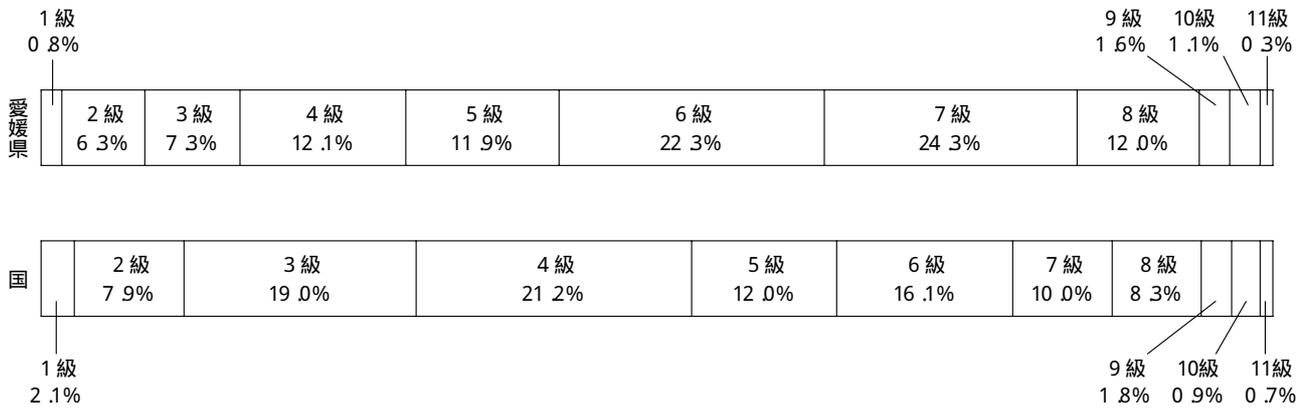
平成15年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、次の表のとおりです。

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務の内容	主事 技師	主事 技師	主事 技師	主査	係長	専門員	課長 補佐	課長	参事	局長	部長	
職員数	人 37 (0)	人 296 (0)	人 343 (4)	人 569 (0)	人 560 (0)	人 1,047 (0)	人 1,137 (0)	人 561 (0)	人 75 (0)	人 51 (0)	人 15 (0)	人 4,691 (4)
構成比	% 0.8 (0)	% 6.3 (0)	% 7.3 (100.0)	% 12.1 (0)	% 11.9 (0)	% 22.3 (0)	% 24.3 (0)	% 12.0 (0)	% 1.6 (0)	% 1.1 (0)	% 0.3 (0)	% 100.0 (100.0)
1年前の 構成比	% 1.0 (0)	% 6.3 (0)	% 7.7 (100.0)	% 12.7 (0)	% 11.6 (0)	% 23.1 (0)	% 22.9 (0)	% 12.0 (0)	% 1.3 (0)	% 1.1 (0)	% 0.3 (0)	% 100.0 (100.0)
5年前の 構成比	% 1.1	% 6.7	% 13.3	% 12.0	% 10.6	% 24.6	% 17.2	% 11.3	% 1.8	% 1.1	% 0.3	% 100.0

注1 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員数とその構成比であり、外書きです。

本県の状況を国と比較して図示すると、次のとおりです。



8 昇給期間短縮の状況

55歳未満の職員は、12月ないし24月の期間を良好な成績で勤務すれば、昇給できることになっていますが、勤務成績が特に優秀な職員、良好な成績で多年勤続し退職する職員等については、国に準じて、その期間を短縮して昇給できるようになっており、これを特別昇給といいます。

また、新たに採用された職員についても、国に準じて、一定の条件を設けて昇給期間を短縮しています。

これらの昇給期間短縮の実施状況は、次の表のとおりです。

区 分		一般行政職	公 安 職	中学校・小 学校教育職	高等 学 校 教 育 職	技能労務職	計
14 年 度	職 員 数 (A)	4,744 人	2,216 人	8,612 人	3,135 人	600 人	19,307 人
	成 績 特 昇 (B)	711 人	332 人	1,291 人	470 人	90 人	2,894 人
	比 率 (B / A)	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %
	退 職 時 特 昇 (C)	119 人	44 人	148 人	144 人	12 人	467 人
	比 率 (C / A)	2.5 %	2.0 %	1.7 %	4.6 %	2.0 %	2.4 %
	初 任 給 短 縮 (D)	123 人	121 人	192 人	195 人	8 人	639 人
比 率 (D / A)	2.6 %	5.5 %	2.2 %	6.2 %	1.3 %	3.3 %	
13 年 度	職 員 数 (A)	4,762 人	2,215 人	8,606 人	3,151 人	610 人	19,344 人
	成 績 特 昇 (B)	714 人	332 人	1,290 人	472 人	91 人	2,899 人
	比 率 (B / A)	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	14.9 %	15.0 %
	退 職 時 特 昇 (C)	118 人	56 人	157 人	141 人	16 人	488 人
	比 率 (C / A)	2.5 %	2.5 %	1.8 %	4.5 %	2.6 %	2.5 %
	初 任 給 短 縮 (D)	110 人	75 人	88 人	195 人	1 人	469 人
比 率 (D / A)	2.3 %	3.4 %	1.0 %	6.2 %	0.2 %	2.4 %	

9 職員手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、次の表のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、調整手当は、医師の採用を容易にするとともに、生計費の高い地域における生活状況を考慮して、また、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき、それぞれ支給するものです。

(1) 扶養手当

区 分	配 偶 者	配偶者以外の 扶養親族のうち 2人まで	扶養親族でない 配偶者を有する 職員を扶養親族 のうち1人	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人	そ の 他 の 扶 養 親 族	満15歳に達する日以後の最初の 年度初めから満22歳に達 する日以後の最初の年度末 までの子
愛媛県	14,000円	6,000円	6,500円	11,000円	5,000円	1人につき5,000円加算
国	14,000円	6,000円	6,500円	11,000円	5,000円	1人につき5,000円加算

(2) 調整手当

区 分	支 給 対 象 地 域	支 給 率	支 給 対 象 職 員 数	国 の 支 給 率	支 給 対 象 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額
医 師		10%	28人	10%	592,847円
医 師 以 外	東 京 都 (特 別 区)	12%	26人	12%	
	大 阪 府 (大 阪 市)	10%	5人	10%	

注1 支給対象職員数は、平成15年4月1日現在の職員数です。

2 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成14年度の実績によるものです。

(3) 住居手当

区 分	借 家 ・ 借 間 居 住 者		持 家 居 住 者	
愛 媛 県	全 額 支 給 限 度 額	11,000円	持 家 居 住 者	3,500円
	最 高 支 給 限 度 額	27,000円		
国	全 額 支 給 限 度 額	11,000円	新 築 ・ 購 入 から 5 年 間	2,500円
	最 高 支 給 限 度 額	27,000円	そ の 他	1,000円

(4) 通勤手当

区 分	交 通 機 関 利 用 者		交 通 用 具 使 用 者	
愛 媛 県	全 額 支 給 限 度 額	45,000円	片道5km未満	2,500円
			片道5km以上10km未満	4,900円
			片道10km以上15km未満	8,100円
			片道15km以上20km未満	10,400円
			片道20km以上25km未満	12,700円
			片道25km以上30km未満	15,000円
			片道30km以上35km未満	17,300円
			片道35km以上40km未満	19,600円
			片道40km以上45km未満	21,900円
	最 高 支 給 限 度 額	52,500円	片道45km以上50km未満	24,200円
			片道50km以上55km未満	26,500円
			片道55km以上60km未満	28,800円
			片道60km以上65km未満	31,100円
			片道65km以上70km未満	33,400円
			片道70km以上75km未満	35,700円
			片道75km以上80km未満	38,000円
			片道80km以上85km未満	40,300円
			片道85km以上90km未満	42,600円
		片道90km以上95km未満	44,900円	
		片道95km以上	47,200円	

国	全 額 支 給 限 度 額	45,000 円	片道 5 km未満	2,000 円
			片道 5 km以上10km未満	4,100 円
			片道10km以上15km未満	6,500 円
			片道15km以上20km未満	8,900 円
	最 高 支 給 限 度 額	50,000 円	片道20km以上25km未満	11,300 円
			片道25km以上30km未満	13,700 円
			片道30km以上35km未満	16,100 円
			片道35km以上40km未満	18,500 円
			片道40km以上	20,900 円

(5) 特殊勤務手当

職員全体に占める手当支給職員の割合	支給対象職員1人当たり平均支給年額	手 当 数	代 表 的 な 手 当 の 名 称	
			支 給 額 の 多 い 手 当	多 くの 職 員 に 支 給 さ れ て い る 手 当
55.3%	56,181 円	58	1 教員特殊業務手当 2 教育業務連絡指導手当 3 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業手当 4 夜間特殊作業手当 5 警ら作業手当	1 教員特殊業務手当 2 教育業務連絡指導手当 3 緊急業務処理作業手当 4 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業手当 5 夜間特殊作業手当

注 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成14年度の実績によるものです。

(6) 超過勤務手当

区 分	支 給 総 額	職員1人当たり平均支給年額
14 年 度	3,601,007 千円	189 千円
13 年 度	3,447,126 千円	180 千円

(7) 期末・勤勉手当

区 分	愛 媛 県	国
期 末 手 当	6 月 期	1.55 月分 (0.85月分)
	12 月 期	1.7 月分 (0.9 月分)
	計	3.25 月分 (1.75月分)
勤 勉 手 当	6 月 期	0.7 月分 (0.35月分)
	12 月 期	0.7 月分 (0.35月分)
	計	1.4 月分 (0.7 月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、6月期と12月期の期末手当のうち、それぞれ0.2月分を勤勉手当に振り替えています。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(8) 退職手当

区 分	愛 媛 県		国	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	21.0 月分	28.875月分	21.0 月分	28.875月分
勤 続 25 年	33.75 月分	44.55 月分	33.75 月分	44.55 月分
勤 続 35 年	47.5 月分	62.7 月分	47.5 月分	62.7 月分
最 高 限 度 額	60.0 月分	62.7 月分	60.0 月分	62.7 月分
そ の 他 の 加 算 措 置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)	
退 職 時 特 別 昇 給	1号給(勤続20年以上)		1号俸(勤続20年以上)	
1 人 当 たり 平 均 支 給 額	公 安 職	1,822 千円	30,165 千円	/
	教 育 職	2,914 千円	30,296 千円	
	そ の 他	2,951 千円	28,922 千円	

注1 1人当たり平均支給額は、平成14年度の実績によるものです。

2 1人当たり平均支給額その他の欄は、公安職及び教育職を除くすべての職員に係るものです。

10 特別職の報酬等の状況

平成15年4月1日現在における特別職の職員の給料又は報酬月額及び期末手当の支給割合は、次の表のとおりです。

区 分	給 料 又 は 報 酬 月 額	期 末 手 当	
知 事	1,254,000 円 (1,320,000円)		
副 知 事	959,500 円 (1,010,000円)	6月期	1.7 月分
出 納 長	836,000 円 (880,000円)	12月期	1.8 月分
議 長	921,500 円 (970,000円)	計	3.5 月分
副 議 長	826,500 円 (870,000円)		
議 員	779,000 円 (820,000円)		

注 給料又は報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第32号)に基づき5%減額した後の額であり、()内は減額前の額を記載しています。

11 定員の状況

平成14年及び平成15年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成15年の職員数の主な増減理由並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、次のとおりです。

(1) 部門別職員数の状況と平成15年の職員数の主な増減理由

(各年 4月 1日現在)

		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成14年	平成15年		
一般 行政 部門	議 会	37	36	1	事務処理体制の効率化による減
	総 務 企 画	680	670	10	地域振興業務執行体制の効率化による減等
	税 務	193	189	4	事業量に見合う適正配置
	民 生	375	361	14	知的障害者福祉業務の市町村への権限移譲に伴う措置業務の減等
	衛 生	598	605	7	動物愛護センターの開設等
	労 働	100	97	3	女性職業センターの廃止等
	農 林 水 産	1 295	1 281	14	農業改良普及センターの再編等
	商 工	197	218	21	南予地域観光振興イベント開催準備業務の増等
	土 木	1 095	1 079	16	中山川ダム建設事務所の廃止等
	小 計	4 570 (8)	4 536 (5)	34 (3)	
特別 行政 部門	教 育	14 122	14 071	51	児童生徒数の減少による教職員の減等
	警 察	2 651	2 704	53	警察官の増員等
	小 計	16 773 (7)	16 775 (9)	2 (2)	
合 計	21 343 (15)	21 311 (14)	32 (1)		

注 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、前記 4、7及び8の適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局(愛媛県立医療技術短期大学を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗^{進捗}状況

ア 定員適正化目標(率・数)

平成14年度から平成17年度までの4年間で一般行政部門の職員数を2.0%(92人)削減します。

イ 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めます。

ウ 定員適正化計画の進捗^{進捗}状況(実績)

(各年 4月 1日現在)

	区 分	平成13年	平成14年	平成15年	計	(参考) 数値目標
		(計画前年)	(計画1年目)	(計画2年目)		
一般行政部門	減 員		86	96	182	
	増 員		70	62	132	
	差 引		16	34	50(54.3%)	92
	職員数	4 586	4 570	4 536	4 536	4 494

注 1 計画期間は、平成14年度から平成17年度までの4年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗^{進捗}率を示すものです。

工 定員適正化計画の進捗状況（実績）の内訳

（各年4月1日現在）

		区 分	平成13年 (計画前年)	平成14年 (計画1年目)	平成15年 (計画2年目)	計	手法(事由)の概要
一 般 行 政 部 門	議 会	減 員		0	1	1	(減員)
		増 員		0	0	0	事務処理体制の効率化による減
		差 引		0	1	1	
		職員数	37	37	36	36	
	総 務 企 画	減 員		31	20	51	
		増 員		22	10	32	地域振興業務執行体制の効率化による減等
		差 引		9	10	19	(増員)
		職員数	689	680	670	670	市町村合併推進体制の強化等
	税 務	減 員		0	4	4	(減員)
		増 員		5	0	5	事業量に見合う適正配置
		差 引		5	4	1	
		職員数	188	193	189	189	
	民 生	減 員		6	17	23	
		増 員		11	3	14	知的障害者福祉業務の市町村への権限移譲に伴う措置業務の減等
		差 引		5	14	9	(増員)
		職員数	370	375	361	361	児童相談業務体制の強化等
衛 生	減 員		6	11	17	(減員)	
	増 員		13	18	31	健康増進センターの再編等	
	差 引		7	7	14	(増員)	
	職員数	591	598	605	605	動物愛護センターの開設等	
労 働	減 員		1	3	4	(減員)	
	増 員		1	0	1	女性職業センターの廃止等	
	差 引		0	3	3		
	職員数	100	100	97	97		
農 林 水 産	減 員		26	24	50		(減員)
	増 員		5	10	15	農業改良普及センターの再編等	
	差 引		21	14	35	(増員)	
	職員数	1,316	1,295	1,281	1,281	農業試験研究体制の強化等	
商 工	減 員		4	0	4	(増員)	
	増 員		11	21	32		
	差 引		7	21	28		
	職員数	190	197	218	218		南予地域観光振興イベント開催準備業務の増等
土 木	減 員		12	16	28	(減員)	
	増 員		2	0	2	中山川ダム建設事務所の廃止等	
	差 引		10	16	26		
	職員数	1,105	1,095	1,079	1,079		

○公 告

愛媛県保育士試験の合格者について

平成15年愛媛県保育士試験の合格者は、次のとおりである

平成15年9月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	田 中 梨 絵	103	上 甲 利 沙
2	井 口 み わ	105	渡 部 律 子
7	大 野 絵 美	111	川 道 さやか
8	濱 田 涼 子	116	吉 弘 明 子
10	森 岡 知 里	126	出 水 史
11	新 居 千 明	134	大 沼 由記子
21	酒 井 勝 子	135	片 平 恵 美
25	上 甲 菜々子	138	田 中 緑
26	南 由有子	147	三 浦 育 美
31	久 徳 典 代	149	藤 原 亜希子
40	池 田 民 子	154	大 西 純
48	堀 切 良 子	155	武 智 宏 絵
51	佐々木 恵	157	吉 田 直 子
52	大 西 正 恵	177	村 上 知 子
53	武 智 和 美	188	小 原 祐 子
55	横 畠 陽 子	214	立 入 雅 子
58	秋 本 幸	218	勝 見 慶 子
66	井 上 美 詠	219	加 藤 早 苗
72	井 上 ル ミ	234	為 頼 真 弓
73	加 地 寿 江	252	前 田 尚 子
76	泉 良 枝	262	村 上 愛
83	二 神 則 子	268	高 橋 彩 乃
90	大 森 恵	283	荻 野 律 子
102	佐々木 こずえ		

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第14号

高齢者講習に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年9月30日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成
高齢者講習に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習に関する規則（平成10年愛媛県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

住 所		を
住 所		に
運転免許証の有効期間		

改める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

地方労働委員会告示

○愛媛県地方労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成15年9月19日認定したので、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（昭和42年8月愛媛県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成15年9月30日

愛媛県地方労働委員会
会 長 白石 喜徳

表以外の部分中「松山市公営企業労働組合」を「労働組合」に改める。

表を次のように定める。

勤務個所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本庁	管理者、部長、企画官、課長、専門監、主幹、総務課に属する職員で秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者（課長、専門監及び主幹を除く。）、財政課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長、専門監及び主幹を除く。）
水管理センター	企画官、センター長、管理監、主幹